

加盟団体に対する褒賞金の授与に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、加盟団体に対する褒賞金の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体の範囲)

第 2 条 この規程で「加盟団体」とは、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会に加盟する団体・個人をいう。

(褒賞金の授与)

第 3 条 会長は、加盟団体が大会等において、特に功労があると認められるときに、褒賞金を授与することができる。

(褒賞金の対象及び額)

第 4 条 褒賞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は当該各号に定める金額を限度として、功労の程度に応じて会長が定める。

ただし、個人競技において、褒賞金授与の対象となった者は、特別な場合を除き以後 2 年間はこの規程を適用しないものとする。

- 1 公益財団法人日本スポーツ協会主催の大会に東京都・公益財団法人東京都スポーツ協会及びそれに準ずる団体の代表として全国大会に出場し優秀な成績を残した場合は、下表のとおり授与する。

成 績	褒賞金額
優 勝	100,000 円
準優勝	50,000 円
第 3 位	30,000 円

- 2 東京都スポーツ大会及び東京都市町村総合スポーツ大会に優秀な成績を残した場合は、下表のとおり授与する。

成 績	褒賞金額
優 勝	動員費 2 日分もしくは 50,000 円の多い方を授与する
準優勝	動員費 1.5 日分もしくは 30,000 円の多い方を授与する
第 3 位	動員費 1 日分もしくは 20,000 円の多い方を授与する

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。